

休学する場合の学納金等の取り扱い

休学期間	「休学願」の受理日	休学期間の始期 (認定の停止の始期)	学納金等の取り扱い
前学期・後学期(通年) (4月1日～3月31日)	～2026年3月31日(火)	4月1日	前学期・後学期の学納金等が全額免除 (在籍料のみ学期ごとに徴収)
前学期 (4月1日～9月20日)	～2026年3月31日(火)	4月1日	前学期分の学納金等が全額免除 (在籍料のみ徴収)
	2026年4月1日(水)～7月31日(金)	5月1日～随時	前学期授業料については、休学期間に応じ て月割りで免除又は返還する。 授業料以外の学納金等は全額徴収する。
後学期 (9月21日～3月31日)	～2026年9月18日(金)	10月1日	後学期分の学納金等が全額免除 (在籍料のみ徴収)
	2026年9月24日(木)～ 2027年1月29日(金)	11月1日～随時	後学期授業料については、休学期間に応じ て月割りで免除又は返還する。 授業料以外の学納金等は全額徴収する。

(注1)休学願の提出先:教務課

(注2)土曜日・日曜日・祝日は、受理できません。受付時間:8:50～17:50

(注3)学納金等とは、授業料、施設設備費、教育充実費、諸会費等を指す。

(注4)期日に関わらず、早めにアドバイザーへ相談をお願いします。

(注5)日本学生支援機構の奨学金採用者については、各前月20日までに手続きが必要です。20日を過ぎた場合、奨学金の振込超過となり、返戻手続きが必要となります。詳細は学生支援課にお問い合わせください。